

新潟県柏崎市職員の倫理の保持に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年9月21日

柏崎市長 会 田 洋

柏崎市規則第55号

新潟県柏崎市職員の倫理の保持に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市職員の倫理の保持に関する条例(平成23年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長)

第2条 条例第7条第1項の柏崎市職員倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第4条 審査会の庶務は、総合企画部人事課において処理する。

(倫理監理者)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項の職員倫理を監理する職員（以下「倫理監理者」という。）は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 新潟県柏崎市行政組織規則（平成 14 年規則第 9 号）第 9 条第 1 項に規定する部長
- (2) 危機管理監
- (3) 会計管理者
- (4) ガス水道局長
- (5) 消防本部総務課長
- (6) 教育部長
- (7) 選挙管理委員会事務局長
- (8) 監査委員事務局長
- (9) 農業委員会事務局長
- (10) 議会事務局長
- (11) 高柳町事務所長
- (12) 西山町事務所長

2 倫理監理者は、条例及び職員倫理規則（条例第 6 条第 1 項の職員倫理規則をいう。以下同じ。）に定める事項の実施に関し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 違反行為（条例第 8 条第 1 項の違反行為をいう。）があった場合又はこれに至るおそれのある場合に、その旨を任命権者に報告すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員倫理規則に定める事項の実施に関すること。

（職場倫理指導員）

第 6 条 倫理監理者を補佐するため、それぞれの課等の組織（以下「各所属」という。）ごとに職場倫理指導員を置く。

2 職場倫理指導員は、各所属の長をもって充てるものとする。ただし、前条第 1 項第 5 号の所属のうち消防本部総務課にあつては同課課長代理をもって、同項第 7 号から第 10 号までの所属にあつては局長代理をもって、同項第 11 号及び第 12 号の所属のうち総務課にあつては同課総務係長をもって充てるものとする。

（その他）

第 7 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 7 条ただし書の規定は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。